

Ⅷ 福祉及び利益の保護の状況

1 セクシュアルハラスメントの防止対策

職場におけるセクシュアルハラスメント（セクハラ）防止対策として、令和4年度に実施した内容については、次のとおりです。

部局等	実施内容
知事部局	セクハラ相談室の管理運営（専門相談員2名）
	自治研修所での研修実施（カリキュラムの一部として）
	所属相談員の周知
病院局	相談窓口としての職員健康支援課を設置・運営
	相談体制の周知
	相談員による相談対応
	院内ハラスメント対策委員会の運営
教育庁等	専門相談員の設置及び周知
	所属相談員の周知
警察	ハラスメント相談研修会の実施
	ハラスメント目安箱の運用
選挙管理委員会事務局	相談窓口の周知

（注） 「教育庁等」とは、教育庁及び学校以外の教育機関を指す。（以下2～4において同じ。）

2 パワーハラスメントの防止対策

職場におけるパワーハラスメント（パワハラ）防止対策として、令和4年度に実施した内容については、次のとおりです。

部局等	実施内容
知事部局	自治研修所での研修実施（カリキュラムの一部として）
	所属相談員の周知
病院局	相談窓口としての職員健康支援課を設置・運営
	相談体制の周知
	相談員による相談対応
	院内ハラスメント対策委員会の運営
教育庁等	所属相談員の周知
警察	ハラスメント相談研修会の実施
	ハラスメント目安箱の運用
選挙管理委員会事務局	相談窓口の周知

3 定期健康診断の実施状況

職員に対する令和4年度の定期健康診断の実施状況については、次のとおりです。

【受診状況】

部局等	対象職員（人） A	受診者数（人） B	受診率（%） B/A
知事部局等	3,727	3,721	99.8
病院局	1,540	1,538	99.9
教育庁等	543	543	100.0
警察	2,655	2,655	100.0
計	8,465	8,457	99.9

【総合判定結果】

部局等	受診者数 （人） A	結果（人）				有所見率 （%） (B+C+D)/A
		異常なし	要指導	要医療	治療継続	
		B	C	D		
知事部局等	3,721	493	1,823	571	834	86.8
病院局	1,538	548	368	408	214	64.4
教育庁等	543	36	227	137	143	93.4
警察	2,655	207	1,064	653	731	92.2
計	8,457	1,284	3,482	1,769	1,922	84.8

(注) 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（各種委員会等の事務局）を指す。

4 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況

職員に対する令和4年度の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況については、次のとおりです。

【受検状況】

部局等	対象職員（人）	受検者数（人）	受検率（％）
	A	B	B/A
知事部局等	4,363	4,174	95.7
病院局	1,571	1,180	75.1
教育庁等	565	541	95.8
警察	2,709	2,639	97.4
計	9,208	8,534	92.7

(注) 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（各種委員会等の事務局）を指す。

5 職員互助団体への補助の状況

「青森県職員の互助団体に関する条例」の規定に基づき、令和4年度に実施した職員互助団体に対する補助の状況については、次のとおりです。

【会員数】

部局等	互助団体名	会員数（人）
知事部局等	(一財) 青森県職員厚生会	4,933
教育庁等	(一財) 青森県教職員互助会	11,918
警察	(一財) 青森県警察協会	2,731

【掛金及び補助金】

部局等	掛金収入（千円）	県補助金（千円）	A : B
	A	B	
知事部局等	125,853	0	1 : -
教育庁等	352,687	0	1 : -
警察	49,132	0	1 : -

- (注) 1 職員互助団体への補助については、平成19年度から行われていない。
- 2 「知事部局等」とは、知事部局のほか、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（病院局及び各種委員会等の事務局）を指す。
- 3 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指す。